

貴社が雇用する従業員のために 特定退職金共済

特定退職金共済契約(特退共)は、事業主と全共済の間で「従業員」を加入者とする「特定退職金共済契約」を結び運営されます。

加入資格と加入条件

1. 日本自動車整備振興会・日本自動車整備商工組合の会員事業所が雇用する従業員で満15歳以上満70歳まで(継続80歳)の方が加入できます。加入に際しては、正規雇用の全ての従業員(従業員給与部分を受ける使用人兼務役員を含む)を加入させなければなりません。なお、パートタイマー、臨時雇用者を加入させることもできます。ただし、法人役員及び個人事業主、事業主と同一生計の親族は加入できません。
2. 国の中小企業退職金共済(中退共)と重複加入できますが、他の特退共とは重複できません。

掛金と税法上の取扱

1. 1口(月額1,000円)とし、従業員1人につき1口(月額1,000円)で最高30口(月額30,000円)まで任意に加入できます。
2. 加入後も30口を限度として増口できます。
3. 掛金は全額事業主負担となりますが、全額損金または必要経費として算入できます。「全共済特定退職金掛金〇〇〇円」の勘定科目で記帳してください。

退職一時金の給付

加入従業員が退職したとき全共済より加入口数・期間に応じて下表の退職一時金を加入従業員に支払います。また、受取人の希望によっては「10年確定年金」として本人に支払うこともできます。(ただし、加入期間10年以上で年金月額10,000円以上となる場合に限りです。)なお、加入者が死亡退職したときは別表の退職一時金給付額に弔慰金として1口あたり10,000円を加算して遺族に支払います。

受取人

給付金の受取人は加入従業員です。なお、本人死亡のときは労基法施行規則に定める遺族補償の順位とします。また、事業主が従業員全員と協議のうえ共済契約を解約したとき、加入従業員に別表の退職一時金給付額と同額の解約金を支払います。

(別表)退職金一時金給付額表 ※下記給付額は、将来規約等の変更に伴い改定されることがあります。

加入期間	1口 (1,000円)	5口 (5,000円)	10口 (10,000円)	15口 (15,000円)	20口 (20,000円)	30口 (30,000円)
1年	11,484	57,420	114,840	172,260	229,680	344,520
2年	23,150	115,750	231,500	347,250	463,000	694,500
3年	34,910	174,550	349,100	523,650	698,200	1,047,300
4年	46,780	233,900	467,800	701,700	935,600	1,403,400
5年	58,770	293,850	587,700	881,550	1,175,400	1,763,100
6年	70,880	354,400	708,800	1,063,200	1,417,600	2,126,400
7年	93,110	415,550	831,100	1,246,650	1,662,200	2,493,300
8年	95,460	477,300	954,600	1,431,900	1,909,200	2,863,800
9年	107,940	539,700	1,079,400	1,619,100	2,158,800	3,238,200
10年	120,540	602,700	1,205,400	1,808,100	2,410,800	3,616,200
15年	185,460	927,300	1,854,600	2,781,900	3,709,200	5,563,800
20年	253,700	1,268,500	2,537,000	3,805,500	5,074,000	7,611,000
25年	325,420	1,627,100	3,254,200	4,881,300	6,508,400	9,762,600
30年	400,790	2,003,950	4,007,900	6,011,850	8,015,800	12,023,700
35年	480,010	2,400,050	4,800,100	7,200,150	9,600,200	14,400,300
40年	563,270	2,816,350	5,632,700	8,449,050	11,265,400	16,898,100

特退共の掛金は(財)全国中小企業共済財団がアクサ生命保険(株)と締結した新企業年金保険にもつき運用されます。

事業主、役員、家族等のために 年金プラン

(拠出型企業年金保険)

加入資格

日本自動車整備振興会・日本自動車整備商工組合の会員事業所の事業主・役員およびその従業員で、加入年齢満15歳以上満70歳以下の方。ただし、効力発生日前日において健康にして正常に勤務または就業中の方に限ります。加入後は満80歳まで継続加入できます。

掛金

1. 従業員1人につき1口(月額10,000円)から99口(月額990,000円)まで加入できます。また、加入後に99口を限度として増口できます。
2. 掛金には制度運営費3%が含まれています。(掛金は保険料と制度運営費で構成されています。)

給付金

本人の希望によって下記①または②のいずれかで受給することになります。

①10年確定年金

積立満了後は本人の生死に関係なく10年間にわたって「年金」(表1参照)を支払います。ただし、年金月額が10,000円未満となる場合は一時金による受給となります。

②一時金

積立期間中に加入者が脱退した場合、「一時金」(表2参照)を支払います。なお、加入者が積立期間中に死亡したときは一時金のほかに弔慰金として1口あたり50,000円を加算給付します。

10年確定年金給付額試算表(表1)

(月額掛金1口10,000円につき)

積立期間	払込掛金累計	年金月額	10年間の支払総額
10年	1,200,000円	約10,450円	約1,254,000円
15年	1,800,000円	約16,060円	約1,927,200円
20年	2,400,000円	約21,950円	約2,634,000円
25年	3,000,000円	約28,170円	約3,380,400円
30年	3,600,000円	約34,750円	約4,170,000円

一時金給付額試算表(表2)

(月額掛金1口10,000円につき)

加入口数	一口
積立期間	
1年	約114,300円
2年	約229,500円
3年	約345,800円
4年	約463,100円
5年	約581,600円
10年	約1,191,200円
20年	約2,502,200円
30年	約3,961,700円

各給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。

各給付額試算表の金額は、次の条件で計算しておりますが、実際にお支払いする金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。

①制度として月払掛金320口を常に維持していること。

②加入者全員の掛金が毎月1日に入金されたものであること。

③各給付額試算表の給付額は予定利率(平成18年5月1日現在)に基づき計算しています。なお、この予定利率は変動(増減)することがあります。

④記載の各給付額試算表の給付額には配当金を加算しておりません。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金がありませんので、給付額試算表の数値を月割計算した額より下回ります。毎年の配当金はそれぞれお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定しておりません。決算実績によってはお支払いできない年度もあります。積立期間中の配当金は、積立金の積増のための掛金に充当されます。また、年金開始後の配当金は増加年金の買増のための掛金に充当されます。